

報道資料

令和3年11月10日

1 件名	「第11次山口市交通安全計画(案)」に対する意見募集 (パブリック・コメント)の実施について
2 募集期間	令和3年11月15日(月)から 令和3年12月15日(水・必着)まで
3 閲覧場所	各総合支所市政情報コーナー 各地域交流センター(分館含む) 各市立図書館 生活安全課(山口総合支所3階) 市ウェブサイト(http://www.city.yamaguchi.lg.jp)
4 内容	<p>市では、交通安全基本法に基づき、本市の交通安全に関する施策の大綱を定める「第11次山口市交通安全計画」の策定を進めています。</p> <p>策定にあたり、市民の皆様からの御意見を生かすために、本計画案に対する意見を募集します。</p> <p>【意見の提出方法】</p> <ul style="list-style-type: none">・郵便番号、住所、氏名を明記し、タイトルを「第11次山口市交通安全計画(案)に対する意見」として、計画案のどの部分に対する意見か明示して意見を記載。 (決まった様式はありません)・電子メール、ファックス、郵送、市ウェブサイトフォームに入力、持参のいずれかの方法で、生活安全課へ提出。(持参の場合は、月曜日から金曜日までの平日午前8時30分から午後5時15分まで) <p>実施の詳細については、別紙実施要領のとおりです。</p>
5 問い合わせ	地域生活部 生活安全課 生活安全担当(一村・宮崎) 電話：083-934-2986

「第11次山口市交通安全計画(案)」に対する意見募集(パブリック・コメント) 実施要領

山口市では、交通安全対策基本法に基づき、本市の交通安全に関する施策の大綱を定める「第11次山口市交通安全計画」の策定を進めています。

策定にあたり、市民の皆様からの御意見を生かすために、本計画案に対する意見を募集します。

1 意見を募集する案件

第11次山口市交通安全計画(案)

2 募集期間

令和3年11月15日(月)から令和3年12月15日(水・必着)まで

3 閲覧場所

(1) 市施設

各総合支所市政情報コーナー、各地域交流センター(分館含む)

各市立図書館、生活安全課(山口総合支所3階)

(2) 市ウェブサイト(<http://www.city.yamaguchi.lg.jp>)

サイト内検索にて「パブリックコメント」で検索

4 意見の提出方法

- ・ 郵便番号、住所、氏名を明記し、タイトルを「第11次山口市交通安全計画(案)に対する意見」として、計画案のどの部分に対する意見か明示して意見を記載してください。(決まった様式はありません)
- ・ 電子メール、ファックス、郵送、市ウェブサイトフォームに入力、持参のいずれかの方法で、生活安全課へ提出してください。(持参の場合は、月曜日から金曜日までの平日午前8時30分から午後5時15分まで)

5 結果の公表等

- ・ いただいた意見は、十分に検討させていただき、意見の内容(個人情報を除く)とそれに対する本市の考え方をあわせて、市ウェブサイト及び各閲覧場所において公表します。(同様の意見は類型化する場合があります)
- ・ 分かりにくいものや匿名の意見、本案件に関係がないと思われる意見に対しては、市の考え方を示さない場合があります。
- ・ 個々の意見に対して直接の回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・ 意見とともに提出された個人情報は、この意見募集の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用しません。

6 意見の提出・問い合わせ先

山口市地域生活部 生活安全課 生活安全担当(山口総合支所3階)

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話:083-934-2986 FAX:083-934-2644

E-mail: seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp